

別表第3(第9条関係)

(令4教委規則10・全改・旧別表第1繰下、令5教委規則6・一部改正)

使用料の減免

施設区分	減免ができる場合	減免の率	備考
各施設共通	1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除	第1項に該当する利用者は、第9条第2項の使用料の減免の申請を省略することができる。
	2 市長又は教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき。		
	3 市内の保育園、認定こども園又は地域型保育事業所が教育又は文化芸術の振興のために利用するとき。		
	4 市内の小学校又は中学校が教育又は文化芸術の振興のために利用するとき。		
	5 市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき。		
	6 市内の社会教育団体等がその事業目的のために利用するとき。		
	7 市内の認定こども園、小学校及び中学校以外の市内の学校又は学校教育団体が教育又は文化芸術の振興のために利用するとき。	5割以内	
	8 市内の生徒又は学生(市外から市内の学校等に通学する者を含む。)が自主的に構成する団体が教育又は文化芸術の振興のために利用するとき。		
	9 その他市長又は教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が定める率	

備考

1 各種団体とは、次に掲げる団体(単位団体を含む。)とする。

一 学校教育団体

(1)日田市教科部会 (2)日田市生徒指導協議会 (3)日田市校長会 (4)日田市教頭会 (5)日田市学校保健会 (6)その他学校教育団体と認められるもの

二 社会教育団体等

(1)日田市スポーツ協会(各地区協会及び各加盟団体を含む。)及びスポーツ少年団 (2)日田市女性団体連絡協議会 (3)日田文化連絡会 (4)日田市交通安全推進協議会 (5)日田地区防犯協会連合会 (6)日田市連合育友会 (7)日田市自治会連合会及び各自治会等 (8)市内の住民自治組織(収益的な活動を除く) (9)市内の自主防災組織及び防災士会 (10)日田市社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会 (11)日田市民生委員児童委員協議会(各地区民生委員児童委員協議会を含む。) (12)日田市ボランティア連絡協議会 (13)日田市母子寡婦福祉会 (14)日田市手をつなぐ育成会 (15)一般財団法人日田市公民館運営事業団(各地区公民館を含む。) (16)日田市老人クラブ連合会(各地区老人クラブを含む。) (17)日田市身体障害者福祉協議会 (18)日田市認定こども園連合会 (19)日田市民間保育連盟 (20)日田市幼稚園連合会 (21)その他社会教育団体と認められるもの

2 減免の対象としない使用料は、次に掲げるとおりとする。ただし、上表の第1項から第6項に該当する利用者については、この限りではない。

(1)空調維持の使用料 (2)超過利用の使用料 (3)附属設備の使用料

3 減額により10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。